

財務省告示 第二百七号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第七条第三項の規定に基づき、平成十四年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年五月十四日

財務大臣 塩川正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(二十年)(第五十五回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項
- 三 発行方法 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け
- 四 発行額 額面金額で三百二億円
- 五 払込金額 二百九十九億八千五百五十八万円
- 六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
- 七 発行日 平成十四年四月二十二日
- 八 発行価格 額面金額百円につき九十九円二十九銭
- 九 利率 年二・〇パーセント
- 十 経過利子の払込み 年金資金運用基金理事長は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十七号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額及び登録金額の総額 $\times 2.0/100 \times 33/365$

十一 初期利子 平成十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十三号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

額面金額又は登録金額 $\times 2.0/100 \times 1/2$

十二 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三 終期利子 平成三十四年三月二十一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額又は登録金額 $\times 2.0/100 \times (1/2 + 1/365)$

十四 償還期限 平成三十四年三月二十一日

十五 償還金額 額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十七 払込期日 平成十四年四月二十二日